

三条市共同募金委員会 福祉関係団体等活動費助成要領

(目的)

第1条 この要領は、三条市内の福祉関係団体及びボランティア団体の活動に要する経費の一部を助成することにより、当該団体の活動の活性化に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この助成を受けることができる団体は、三条市内に事務局を置き三条市内を活動の拠点とし、法人格を有しない福祉関係団体と三条市内に事務局を置き三条市ボランティア連絡協議会に加入している団体とする。

(助成額)

第3条 助成額は、次表の基本助成額に加算助成額を加えて算出した額とし、100,000円を上限とする。ただし、予算の範囲内において助成するものとする。

団 体		助 成 額		備 考
		基本助成額	加算助成額	
福祉関係団体		30,000円	会員1人当たり	技術系の団体は、手話、要約筆記、点訳、音声訳、音声パソコンとする
ボランティア連絡協議会加入団体	技術系	30,000円	300円または加入1団体当たり300円	
	上記以外	20,000円		

(助成額の申請)

第4条 団体活動費の助成を受けようとする団体は、会員名簿を添付した団体活動助成金申請書(様式第1号)を定められた期日までに三条市共同募金委員会(以下「会長」という。)宛に提出するものとする。

(助成金の決定及び支給)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、提出書類の審査を行い、助成することが適当と認めた場合は、助成金の交付決定(様式第2号)を通知するものとする。

交付決定を受けた団体は、請求書兼振込申込書(様式第3号)を定められた期日までに会長宛に提出するものとする。

会長は、提出された請求書兼振込申込書について内容を審査のうえ、適当と認めた場合は助成金の交付を行う。

(事業の変更)

第6条 交付決定を受けた団体は、事業計画に基づいた事業を実施することとし、事業内容を変更する場合は、会長に事業変更届を提出するものとする。

(事業報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後遅滞なく団体活動助成金事業報告書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第8条 会長は、前条の報告があった場合は、提出書類の審査を行い、助成金の確定を行う。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた団体が、事業を中止した場合又は前条の助成金の確定額がすでに支給された助成金額を下回る場合は、会長から通知された助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年5月11日から実施する。